

和歌山市企業局建設工事等暴力団排除に関する措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山市企業局が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務をいう。以下同じ。）の適正な履行の確保に資するため、本市企業局が発注する建設工事等から暴力団の介入を排除する措置について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団及び暴力団員に協力し、関与する等これと交わりをもつ者をいう。
- (4) 暴力団員等 前3号に掲げる者のほか、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び違法な又は社会的相当性を欠く要求をする者をいう。
- (5) 不当介入 本市企業局が発注する建設工事等契約相手方（以下「受注者」という。）に対して行われる契約の履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害をいう。

(照会)

第2条の2 和歌山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、暴力団を排除するための必要な措置を講ずるため、必要があると認めるときは、競争入札参加資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）及び競争入札参加資格の審査申請を行った業者が暴力団関係者等に該当するか否かについて、和歌山市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項の規定により警察に照会することができる。

(指名停止)

第3条 管理者は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、和歌山市企業局建設工事等暴力団排除対策委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て同表に定める期間、当該有資格業者に対し指名停止を行うものとする。ただし、緊急を要する事案又は内容の軽易な事案については、第8条第1項に掲げる者に書類を回議して、委員会の審議に代えることができる。

(指名停止の期間の特例)

第3条の2 有資格業者が同一と認められる事案により別表各号に掲げる措置要件のうち複数のものに該当したときは、当該措置要件に定める指名停止の期間のうち最も長いものを適用する。

- 2 指名停止の期間中の有資格業者が、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、その措置を決定したときとする。この場合においては、当該指名停止の通知についても、第4条の規定に基づいて、別途行うものとする。
- 3 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、再びこれらの措置要件のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。
- 4 管理者は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるときは、指名停止の期間をそれぞれ別表各号に定める期間の2分の1まで短縮することができる。
- 5 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由又は極めて重大な結果を生じさせたと認められる特別の事由等がある場合は、別表各号に定める期間の範囲にかかわらず、別に指名停

止の期間を定めることができる。ただし、その期間は2年を超えないものとする。

6 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の通知)

第4条 管理者は、前条の規定により指名停止を行ったときは、当該有資格業者に対しその旨を通知するものとする。

(下請負の禁止)

第5条 管理者は、第3条の規定に基づく指名停止の期間中の有資格業者が本市企業局発注の建設工事等に係る下請負をすることを認めないものとする。

(不当介入に対する措置)

第6条 受注者は、本市企業局が発注する建設工事等の履行に当たって、暴力団員等による不当介入を受けたときは、その旨を直ちに本市企業局へ報告するとともに、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）をしなければならない。

2 管理者は、前項の報告を受けたときは、当該受注者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

(委員会の設置及び審議)

第7条 本市企業局に第3条に規定する指名停止について審議を行うため、和歌山市企業局建設工事等暴力団排除対策委員会を置く。

(委員会の組織)

第8条 委員会は委員長及び委員によって組織し、委員長は企業局長をもって充て、委員は経営管理部長、契約課長、契約課副課長及び契約課工事施行調査専門員の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を処理する。

3 委員長に事故がある場合は、経営管理部長がその職務を代理する。

4 委員長は、会議を開催するときは委員のほか、関係すると認められる部署の部長及び課長を審議に参加させなければならない。

5 委員会は、警察の意見を聴くものとする。

6 委員会の事務を補助するため、事務局を契約課に置く。

(情報の入手及び事案の確認)

第9条 委員会は、警察と密接な連携のもとに運営するものとする。

2 委員会は、警察以外の関係官庁その他の機関から暴力団に関する情報の提供があったときは、警察にその確認を求めるものとする。

(守秘義務)

第10条 委員会の構成員及び関係職員は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、昭和62年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

措 置 事 由	期 間
1 有資格業者又は有資格者が法人である場合は役員、支配人又は支店若しくは営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店若しくは営業所の代表者（以下「有資格業者の役員等」という。）が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 有資格業者、有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
3 有資格業者、有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
4 有資格業者、有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき、また、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
5 有資格業者、有資格業者の役員等が暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで

別表第2（第3条関係）

措 置 事 由	期 間
本市企業局が発注する建設工事等に関し、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず市企業局に報告せず、又は所轄の警察に通報等をしなかったとき。	当該認定をした日から3か月